

大隅都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第73号）において，都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，大隅都市計画区域においては，「豊かな土・水・緑を活かした文化のまちづくり ～ふれあいあふれる住みよいまちをめざして～」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

大隅都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
主要用途の配置の方針	3
土地利用の方針	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	5
交通施設の都市計画の決定の方針	5
下水道及び河川の都市計画の決定の方針	7
その他の都市施設の都市計画の決定の方針	8
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	8
主要な市街地開発事業の決定の方針	8
市街地整備の目標	9
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	9
基本方針	9
主要な緑地の配置の方針	9
実現のための具体の都市計画制度の方針	10
主要な緑地の確保目標	10

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

大隅都市計画区域(以下「本区域」という。)は、鹿児島県の大隅地域に位置し、大隅町・末吉町・松山町の3町で構成されている。また、指宿市を起点とし鹿屋市を経由し宮崎市を終点とする国道269号、志布志町を起点とし福山町を終点とする県道志布志福山線等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域の属する3町は、旧石器時代から先人が居住している地域であり、昭和30年に周辺の町村の合併により、現在の姿となり今日に及んでいる。

本区域周辺は、豊かな自然環境に恵まれた農業が盛んな地域であるとともに、地域独自の文化に恵まれた地域である。また、中核的な都市である都城市(宮崎県)・鹿屋市に近接していることから、ベッドタウンとしての機能も担っている。

しかし、少子・高齢化などを背景として、本区域の属する3町では人口は伸び悩んでいる状況にあり、近接する都城市など中核的な都市との連携、区域内における生活環境の整備などが必要とされている。

従って、本区域では、豊かな自然環境との共生を念頭に、定住できる生活環境づくり、都市連携軸の整備、地域の文化を活かした魅力ある都市機能の形成などを行っていく必要がある。

このようなことから、3町の振興計画の基本理念等を勘案し、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「豊かな土・水・緑を活かした文化のまちづくり」

～ふれあいあふれる住みよいまちをめざして～

この基本理念を実現するため、次の5つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを進める。

定住できる地域としての快適な環境づくり

豊かな自然環境を活かした農業のまち、都城市・鹿屋市などのベッドタウン及びいつまでも住みつづけたくなる「定住できるまち」として、快適な生活環境や便利で魅力ある都市機能などの居住環境の整備を図る。都市の魅力を楽しむ都市構造づくり

アクセス軸の強化、交流基盤の整備など近接する都市の魅力を楽しむやすい都市構造の形成に努める。

自然と共存できる快適で美しいまちづくり

豊かな自然は本区域の最大の魅力であり、田園風景も地域の原風景として大きな要素である。従って、自然環境の保全を図るとともに、都市と農村の調和のとれた土地利用を図り、快適で美しいまちを形成する。

地域産業を活性化する基盤づくり

農業においては、地域ブランドの確立など地域性を活かした畜産などの取り組みが進められている。このような取り組みの効果を最大限に活かし、地域産業として活性化を図るため、それを支援する産業基盤や交通網の整備を図る。

地域の活性化，生きがいをもたらす交流のまちづくり

地域の経験豊富な人々のポテンシャルを引き出し，まちの活気に結び付けていく上では，人的な交流の場づくりが必要とされる。そのため，生きがいのもてる交流のまちの創出を図る。

2) 地域毎の市街地像

市街地周辺地域

本区域における中心市街地として，良好な市街地の形成を図るとともに，区域の中核を担う都市機能集積の核の形成を図る。

a 大隅町役場，県合同庁舎周辺地域(大隅町，末吉町)

大隅町役場や県合同庁舎が集積する地区は，「都市中心核」として商業機能や文化機能，教育機能等のさらなる集積を図る。

b 弥五郎伝説の里(大隅町)

市街地に隣接する「弥五郎伝説の里」は，地域文化の発信拠点として「文化の拠点」に位置づけ，文化伝承，地域交流の核として維持・機能向上を図る。

c 岩崎公園(大隅町)

市街地に面する岩崎公園は，地域の人々の憩いとレクリエーションの場として「緑の拠点」に位置づけ，豊かな緑のうるおいを満喫する場としての形成を図る。

d 鹿児島県肉用牛改良研究所(大隅町)

鹿児島県肉用牛改良研究所を「業務核(農工生産拠点)」として位置づけ，まちの農業や工業の産業交流の場としての形成を図る。

大隅町北部地域

森林地域及び農地を主体とする地域であり，農業集落地域については，農地の保全を図るとともに，既存集落の生活環境の整備を図っていくものとする。また，森林などの自然的土地利用地域については，自然環境を保全し，活用を図る。

a 大隅運動公園(大隅町)

地域の北側に位置する大隅運動公園は，地域の人々の憩いとレクリエーションの場として「緑の拠点」に位置づけ，豊かな緑のうるおいを満喫する場としての形成を図る。

大隅町西部地域

農地を主体とする地域であり，農業集落地域については，農地の保全を図るとともに，既存集落の生活環境の整備を図っていくものとする。また，森林な

どの自然的土地利用地域については、自然環境を保全し、活用を図る。

さらに、南北に走る東九州自動車道は、他都市との交流・連携を担う広域連携軸として、東西に走る都市計画道路大隅インター線は、市街地と（仮称）大隅インターチェンジを連絡する軸として、アクセス軸の強化を図る。

松山町周辺地域

松山町の市街地については、区域の副都心的な機能を担うよう、都市機能の集積を図る。

また、地域の東側に南北方向に計画されている地域高規格道路都城志布志道路は他都市との広域連携軸として位置づけ、アクセス軸の強化を図る。

a 松山町役場周辺地域(松山町)

本区域東部にある松山町の役場周辺地域は、中心市街地から離れた市街地形成がなされていることから、「都市副都心核」として位置づけ、商業機能、文化交流機能などの都市機能の集積を図る。

b 城山総合公園(松山町)

市街地内の城山総合公園は、地域の人々の憩い及び地域の歴史に触れる場として「緑の拠点」に位置づけ、豊かな緑のうるおいを満喫する場としての形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域には高規格幹線道路、地域高規格道路として、西側に東九州自動車道が、東側に都城志布志道路がそれぞれ計画されており、これらの道路の整備によって交通利便性が向上することにより、近接する中核的な都市の魅力の享受が容易に得られ、ベッドタウンとしての役割が大きくなっていくものと考えられる。

このため、これまで微増傾向で推移してきた本区域の人口は、今後も同様の傾向で推移すると予測されるとともに、製造品出荷額は今後増加すると予測される。

しかしながらこれらの将来的な土地需要は、現市街地の未利用地や区域外にある工業団地等の活用で十分対処可能であると判断される。

また、市街地周辺の自然環境の保全についても、農業振興地域の整備に関する法律、森林法による土地利用規制で十分対処可能であると判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

本区域は、都城市に近接していることから、その商圈に含まれるが、高齢社会を迎え、地域として独立していくためにも、魅力ある地元商業地の再生が必要である。

今後は、大隅町役場周辺（大隅町・末吉町）及び射場地区（松山町）において、近隣購買需要に応じた地域サービス機能を提供できる商業・業務機能の集積を図る。

また、近年、商業系の土地利用への転換が見られる吉井橋周辺の前川右岸地区（大隅町）については、商業系への用途地域の変更に取り組み、隣接した大隅町役場周辺と一体となった商業機能の集積を図る。

b 住宅地

都城市・鹿屋市のベッドタウン機能を担う地域として、既成市街地（大隅町、末吉町）及び西馬場地区（松山町）をゆとりとうるおいのある良好な住宅地として配置し、居住環境の改善に努める。

土地区画整理事業により良好な居住環境が整備されている八合原地区は、生活環境の維持を図る。

また、近年、住居系の土地利用への転換が見られる吉井橋周辺の前川左岸地区（大隅町）については、住居系への用途地域の変更に取り組み、安全で快適な居住環境の形成を図る。

土地利用の方針

a 用途転換，用途純化又は用途の複合化に関する方針

現在、工業系の用途地域が指定されている吉井橋周辺（大隅町）については、商業施設の進出状況や住宅の新築動向、住民の意向等を勘案しながら、土地利用の現状に即した健全な市街地の形成に向けて、商業系・住居系への用途地域の見直しにに取り組む。なお、工業系の土地需要については、本区域外の坂元工業団地等に誘導を図る。

また、八合原周辺地区（大隅町）については、商業施設の進出状況や住宅の新築動向等を見極めながら、健全な市街地の形成に向けて、用途地域の見直し等を検討していく。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

市街地周辺地域（大隅町・末吉町）は、住宅の老朽化や生活道路などが未整備のため、機能性、利便性、防災の面などにおいて適正な居住環境の確保がなされていない地区が多く見られる。

このことから、土地利用の適切な規制・誘導や、公共空地の十分な確保、高齢者等に配慮した道路・公園等の整備、公営住宅の建て替えなど、良好

な居住環境への改善を図る。

また、土地区画整理事業により整備され、良好な居住環境の整った八合原地区については、居住環境の維持に努める。

c 都市内の緑地又は都市の風致に関する方針

市街地に面する貴重な緑地である岩崎公園周辺(大隅町)、城山総合公園(松山町)、斜面緑地、社寺緑地などについては、都市における重要な景観要素として、その保全に努める。

d 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域には、縁辺部の丘陵地や、菱田川や前川などの良好な自然環境・景観が残されていることから、今後とも保全に努める。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

本区域の地形及び土壌条件などから、急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、市街化を抑制し、災害の未然防止に努める。

g 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

既存集落については、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の整備などを行う。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域は、都城市・鹿屋市という中核的な都市を結ぶ国道269号を主軸として、市街地から放射状に幹線道路網が形成されている。また、西部に広域連携軸として県都鹿児島市方面と結ぶ東九州自動車道が、東部には地域高規格道路 都城志布志道路が計画されている。

本区域では、区域内の道路網整備は比較的進んでいるものの、東九州自動車道や区域の東西の骨格となる都市計画道路大隅インター線(県道垂水南之郷線)が、未整備の状況にある。

また、生活の利便性の向上ため、生活道路の整備や、商業地などにおける駐車場不足の解消が必要である。あわせて、高齢化社会への対応を図るため、安全な歩行者空間の確保や公共交通機関の充実が必要である。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

近接する中核的な都市との連携を円滑にするため広域連携軸の整備を図

るとともに、地域内においても機能的な交通網の整備を図る。
交通施設の整備にあたっては、既存施設を活かしつつ、計画的、段階的な整備を図る。

高齢化社会に対応し、バリアフリーに配慮した道路空間整備及び公共交通機関の充実を図る。あわせて、街並みを活かした都市景観の形成を図る。

商業地には、車での利便性が向上し、商業の振興が図られるよう、駐車場等の整備を図る。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、高規格幹線道路，地域高規格道路，主要幹線道路，都市幹線道路について，整備中区間の早期完成を図り，未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は，国道 269 号を主軸とした広域交通に対処するとともに，都市内の交通を円滑に処理するため，次の方針により適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
高規格幹線道路	<p>広域的な連携軸となる高規格幹線道路は，広域的な交流・連携，産業の振興を担う広域連携軸として配置し整備促進を図る。</p> <p>(大隅町)</p> <p>・都市計画道路 1・3・1 号志布志鹿屋末吉線(東九州自動車道)</p>
地域高規格道路	<p>隣接都市との交流強化に資する地域高規格道路は，高規格幹線道路と同様に，交流・連携，産業の振興を担う広域連携軸として配置し整備を図る。</p> <p>(松山町)</p> <p>・地域高規格道路 都城志布志道路(末吉松山有明道路)</p>
主要幹線道路	<p>隣接都市間との連携軸となる主要幹線道路は，主軸として配置し，既存の県道の整備・機能強化を図る。</p> <p>(大隅町)</p> <p>・都市計画道路 3・5・16 号大隅インター線 (県道垂水南之郷線)</p> <p>・都市計画道路 3・5・17 号弥五郎通線(県道垂水南之郷線)</p> <p>・県道志布志福山線</p>
都市幹線道路	<p>地域交通を担う都市幹線道路は，市街化の動向を勘案しつつ，有機的なネットワーク形成がなされるよう配置し整備を図る。</p> <p>東西方向路線 (大隅町)</p> <p>・都市計画道路 3・4・3 号岩南線(町道岩南線)</p> <p>・都市計画道路 3・5・14 号日之出線(町道日之出線)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・<small>しがらみやがはらふくやま</small> 県道志柄宮ヶ原福山線 (末吉町) ・都市計画道路 3・4・3 号岩南線(町道岩南線) ・都市計画道路 3・5・14 号日之出線(町道日之出線) 南北方向路線 (大隅町) <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路 3・5・15 号大黒線(町道大黒線)
--	---

イ その他

駐車場	都市計画道路中央通線沿道の商業地は、車での利便性が向上するよう駐車場等の整備を図る。
-----	--

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道 路	高規格幹線道路： (大隅町) <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路 1・3・1 号志布志鹿屋末吉線 (東九州自動車道) 地域高規格道路： (松山町) <ul style="list-style-type: none"> ・地域高規格道路 都城志布志道路 主要幹線道路： (大隅町) <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路 3・5・16 号大隅インター線 (県道垂水南之郷線) ・都市計画道路 3・5・13 号弥五郎通線 (県道垂水南之郷線) ・県道志布志福山線 都市幹線道路： (大隅町) <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路 3・4・3 号岩南線(町道岩南線) ・都市計画道路 3・5・14 号日之出線(町道日之出線) ・都市計画道路 3・5・15 号大黒線(町道大黒線) ・県道志柄宮ヶ原福山線 (末吉町) ・都市計画道路 3・4・3 号岩南線(町道岩南線)

下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域における生活排水処理は、農業集落排水や合併処理浄化槽による

処理が進められている。

今後も、各町振興計画に基づき、合併処理浄化槽や農業集落排水処理施設による生活排水処理を進めるとともに、市街化動向等を勘案し、「鹿児島県下水道等整備構想」に基づく下水道の整備を検討していく。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

農業集落排水及び合併処理浄化槽等による生活排水等処理対策を進め、概ね 20 年後には、区域全域での処理が可能となるように努める。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

家庭の生活雑排水による河川などの水質汚濁を防止するため、農業集落排水や合併処理浄化槽等による処理を進める。

イ 河川

本区域には、菱田川、前川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や、豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設等の公共公益施設は、都市機能の向上と良好な生活環境の保持、向上を図るため、広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的な配置に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

本区域のごみ処理は、平成 8 年から供用開始された区域外のごみ処理施設（末吉町クリーンセンター）により行われており、広域的な連携により処理場の維持を行っている。今後も広域的な取り組みの中で、既存施設の

有効利用を前提とした，適切な処理体制の維持を図る。

また，住民が衛生的な居住環境の下で日常生活が送れるよう，ごみの分別収集の徹底や運搬体制の合理化，リサイクルシステムの構築などを図る。

c 主要な施設の整備水準目標

概ね 10 年以内に整備を予定する施設は特にないが 必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域には，大別すると，大隅町役場周辺（大隅町・末吉町），八合原地区（大隅町），射場・西馬場地区（松山町）の大きく 3 つの市街地が形成されている。

このうち，大隅町役場周辺及び射場・西馬場地区の 2 つの地区は，都市基盤の整備や安全で快適な居住環境の整備を図る。

八合原地区については，土地区画整理事業が終了していることから，良好な居住空間の維持に努める。

市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが 必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

本区域は，市街地を流れる菱田川・前川を中心に住宅地が形成され，その周囲に農地，さらにその縁辺部に丘陵地の緑地があり，豊かな自然環境が形成されている。また，市街地内においても，斜面緑地や社寺林などは良好な景観を形成している。

今後，このような自然環境の保全に努めるとともに，観光・レクリエーションニーズに対応して，自然を活かした環境づくりを行っていくものとする。

主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	市街地周辺部の緑地	豊かな森林地域の自然環境の保全を図るとともに，自然の資源を体験できる環境づくりに努める。
	水辺の緑地（大隅町 末吉町，松山町）	水辺の環境と緑地を活かして，緑のネットワークの形成を図るとともに，生息する生物の環境保全に努める。

b レクリエーションシステムの配置	大隅運動公園（大隅町）、城山総合公園（松山町）など	地域住民のレクリエーションやスポーツの場としての機能の充実を図るとともに、地域住民の交流拠点としての良好な環境の形成を図る。
	弥五郎伝説の里（大隅町）、やっちくふるさと村（松山町）	観光客の休憩ポイント、レクリエーション施設、交流拠点として、良好な環境の形成を図る。
c 防災システムの配置	区域全体	急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられる地区や土石流危険渓流の流域については、市街化の抑制に努め、災害の未然防止を図る。 また、防災対策の一環として、避難地、避難路、緑地などを配置し、都市内にオープンスペースの確保を図る。
d 景観構成システムの配置	弥五郎伝説の里（大隅町）、城山総合公園（松山町）、河川緑地（大隅町、末吉町、松山町）など	市街地において良好な景観を形成するまとまった緑地などについては、保全を図っていく。
e その他	社寺林	岩川八幡神社、松山城址 ^{じょうし} 、松山神社などは良好な緑地を形成しており、歴史的な資源とともに保全を図るものとする。

実現のための具体的な都市計画制度の方針

弥五郎伝説の里周辺やその他市街地内に残る貴重な緑地などの良好な自然環境は、必要に応じて風致地区等の指定を検討していく。

また、市街化の発展動向を考慮し、必要に応じて都市公園などの適正な配置・整備を検討していく。

主要な緑地の確保目標

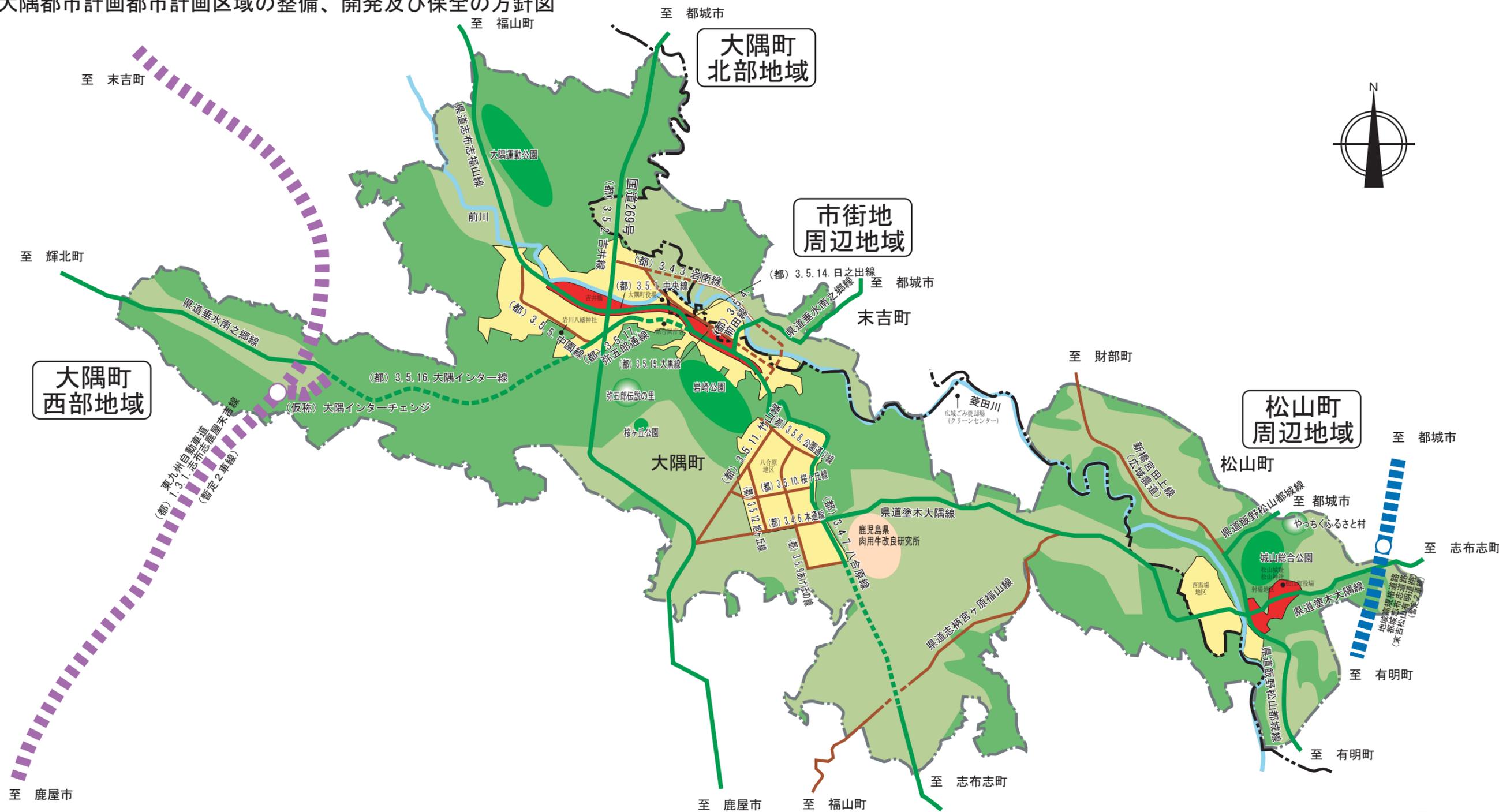
a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね10年以内に整備を予定する公園等の公共空地はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区などの地域地区

概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

大隅都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

凡例	
住宅地	農業ゾーン
商業・業務地	樹林地ゾーン
工業地	観光・レクリエーション地区
	大規模施設
高規格幹線道路(概ね10年以内に整備)	都市幹線道路(概ね整備済み)
地域高規格道路(概ね10年以内に整備)	都市幹線道路(概ね10年以内に整備)
主要幹線道路(概ね整備済み)	都市幹線道路(概ね10年以降)
主要幹線道路(概ね10年以内に整備)	公園・緑地
	河川・海・湖沼
	都市計画区域界
	行政区域界

